

令和5年度和歌山県一般会計補正予算

令和5年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,329,901千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ655,120,816千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債の補正」による。

令和5年9月12日提出

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|----------|--------------------|-------------------|--------------------|
| 5 地方交付税 | | 千円 179,600,000 | 千円 1,570,022 | 千円 181,170,022 |
| | 1 地方交付税 | 179,600,000 | 1,570,022 | 181,170,022 |
| 7 分担金及び負担金 | | 997,103 | 169,912 | 1,167,015 |
| | 2 負担金 | 973,471 | 169,912 | 1,143,383 |
| 9 国庫支出金 | | 110,434,719 | 11,480,684 | 121,915,403 |
| | 1 国庫負担金 | 40,952,168 | 3,551,870 | 44,504,038 |
| | 2 国庫補助金 | 68,388,001 | 7,928,814 | 76,316,815 |
| 10 財産収入 | | 295,251 | 210,100 | 505,351 |
| | 2 財産売却収入 | 158,141 | 210,100 | 368,241 |
| 12 繰入金 | | 16,149,787 | 860,680 | 17,010,467 |
| | 2 基金繰入金 | 15,871,513 | 860,680 | 16,732,193 |
| 14 諸収入 | | 90,863,625 | 461,003 | 91,324,628 |
| | 6 雑収入 | 3,039,371 | 461,003 | 3,500,374 |
| 15 県債 | | 65,820,700 | 6,577,500 | 72,398,200 |
| | 1 県債 | 65,820,700 | 6,577,500 | 72,398,200 |
| 歳入合計 | | 633,790,915 | 21,329,901 | 655,120,816 |

| (歳 出) | | | | |
|----------------|---------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
| 2 総務費 | | 千円 33,030,809 | 千円 807,700 | 千円 33,838,509 |
| | 2 企画費 | 6,430,487 | 87,700 | 6,518,187 |
| | 3 徴税費 | 4,433,089 | 720,000 | 5,153,089 |
| 3 民生費 | | 83,098,079 | 723,908 | 83,821,987 |
| | 1 社会福祉費 | 63,064,506 | 464,669 | 63,529,175 |
| | 4 災害救助費 | 70,666 | 259,239 | 329,905 |
| 4 衛生費 | | 43,142,810 | 464,669 | 43,607,479 |
| | 4 医薬費 | 8,254,184 | 464,669 | 8,718,853 |
| 6 農林水産業費 | | 23,529,578 | 428,818 | 23,958,396 |
| | 1 農業費 | 6,333,698 | 166,085 | 6,499,783 |
| | 2 畜産業費 | 737,162 | 4,689 | 741,851 |
| | 4 林業費 | 7,529,768 | 52,000 | 7,581,768 |
| | 5 水産業費 | 2,477,091 | 187,414 | 2,664,505 |
| | 6 試験研究費 | 1,728,018 | 18,630 | 1,746,648 |
| | 7 商工費 | | 95,195,392 | 1,118,501 |
| 8 土木費 | 1 商業費 | 87,860,426 | 811,485 | 88,671,911 |
| | 2 工鉦業費 | 6,213,128 | 272,016 | 6,485,144 |
| | 3 観光費 | 1,121,838 | 35,000 | 1,156,838 |
| | | 79,040,341 | 13,976,994 | 93,017,335 |
| | 2 道路橋りょう費 | 44,569,606 | 6,319,502 | 50,889,108 |
| | 3 河川海岸費 | 18,467,379 | 3,685,387 | 22,152,766 |
| 11 災害復旧費 | 4 港湾費 | 5,501,617 | 3,510,108 | 9,011,725 |
| | 5 都市計画費 | 4,660,900 | 461,997 | 5,122,897 |
| | | 17,206,179 | 3,809,311 | 21,015,490 |
| | 1 農林水産施設災害復旧費 | 1,025,414 | 3,772,551 | 4,797,965 |
| | 4 社会福祉施設災害復旧費 | - | 36,760 | 36,760 |
| 歳 出 合 計 | | 633,790,915 | 21,329,901 | 655,120,816 |

第2表 債務負担行為の補正

1 追 加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------------------|-----------|--------------------------|
| 1 令和5年度出張！減災教室（地震体験車更新） | 令和6年度（1年） | 53,689 <small>千円</small> |
| 2 令和5年度わかやま紀州館リニューアル工事委託 | 令和6年度（1年） | 34,500 |
| 3 令和5年度高山川河川整備 | 令和6年度（1年） | 50,000 |
| 4 令和5年度林地荒廃防止施設災害復旧（かつらぎ町平折登地区） | 令和6年度（1年） | 326,917 |

2 変 更

| 事 項 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|-----------------|-----------|-----------------------|-----------|-----------------------|
| | 期 間 | 限 度 額 | 期 間 | 限 度 額 |
| 1 令和5年度亀の川河川整備 | 令和6年度（1年） | 200,000 ^{千円} | 令和6年度（1年） | 300,000 ^{千円} |
| 2 令和5年度日方川河川整備 | 令和6年度（1年） | 200,000 | 令和6年度（1年） | 300,000 |
| 3 令和5年度広川河川整備 | 令和6年度（1年） | 120,000 | 令和6年度（1年） | 170,000 |
| 4 令和5年度土木施設災害復旧 | 令和6年度（1年） | 1,000,000 | 令和6年度（1年） | 3,000,000 |

第3表 地方債の補正

1 追加

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------|--|---|---|--|
| 災害緊急がけ崩れ対策 | <p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">101,900</p> | <p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p> | <p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p> | <p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。</p> <p>ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。</p> |

2 変 更

| 起 債 の 目 的 | 補 正 前 | | | |
|------------------------|-----------------|--|---|---|
| | 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
| 公 共 港 湾 事 業 | 千円 1,572,200 | (1)借 入 先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行 | % 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率) | 公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ の他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。 |
| 公 共 海 岸 事 業 | 817,300 | 以下同上 | 以下同上 | 以下同上 |
| 公 共 災 害 関 連 事 業 | 3,927,400 | | | |
| 公 共 治 水 事 業 | 2,226,600 | | | |
| 公 共 水 産 基 盤 事 業 | 579,600 | | | |
| 公 共 都 市 計 画 事 業 | 600,600 | | | |
| 公 共 道 路 事 業 | 18,285,400 | | | |
| 現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業 | 5,398,800 | | | |
| 単 独 災 害 復 旧 事 業 | 4,031,700 | | | |

| 補 正 後 | | | |
|-----------------|---|--|--|
| 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
| 千円 3,185,400 | <p>(1)借 入 先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p> | <p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p> | <p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p> |
| 1,010,200 | 以下同上 | 以下同上 | 以下同上 |
| 4,459,900 | | | |
| 2,617,100 | | | |
| 648,500 | | | |
| 736,500 | | | |
| 20,572,700 | | | |
| 5,417,100 | | | |
| 4,602,700 | | | |

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | |
|--------|---------------|---|--|--|
| | 限 度 額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 防災対策事業 | 千円 917,000 | <p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p> | <p>% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p> | <p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとする。 ただし、県財政 の都合により、 年限変更、繰上 償還又は低利借 換えすることが できる。</p> |

| 補 正 後 | | | |
|-----------------|--|---|---|
| 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
| 千円 1,530,100 | (1)借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業そ の他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行 | % 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率) | 公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。 |

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | |
|------------------|-----------------|--|---|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 緊急自然災害防止 対策事業 | 千円 3,895,800 | (1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行（ 他の地方公共 団体との共同 発行を含む。） | % 5.0以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率） | 公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。 |

| 補 正 後 | | | |
|-----------------|---|---|---|
| 限 度 額 | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
| 千円 3,947,800 | (1)借 入 先 政府、銀行又 はその他 (2)借入時期 令和5年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。） | % 5.0以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率） | 公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。 |